

境港市の健全化判断比率等をお知らせします

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の規定により、平成 22 年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定したので公表します。

「健全化判断比率」と「資金不足比率」は、自治体財政の「健全度」を測る新しいものさしとして、平成 19 年度決算から算定することとなり、市民の皆様にも公表することとなっています。

境港市の比率は、いずれも財政等を早期に健全化すべきとされる基準値（早期健全化基準）を下回っています。

(1) 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、昨年度に引き続き黒字であったために比率は生じません。
- ② 実質公債費比率は、借入金の返済金が減少したことなどにより、平成 21 年度決算に基づく比率（昨年度の比率）と比較して 0.8 ポイント改善しました。
- ③ 将来負担比率も、借入金残高の減少や基金（貯金）残高の増加などにより、昨年度の比率と比較して 10.6 ポイント改善しました。

	平成 22 年度決算	平成 21 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ ※1	－ ※1	13.73% ※2	20.0%
連結実質赤字比率	－ ※1	－ ※1	18.73% ※2	40.0%
実質公債費比率	17.9%	18.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	111.2%	121.8%	350.0%	－ ※3

※1 「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は黒字のため、比率を「－」で表示しています。

※2 市町村の財政規模により早期健全化基準の「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は基準が異なります。

※3 将来負担比率には、財政再生基準は設定されていないため、「－」で表示しています。

(2) 資金不足比率

市場事業費特別会計で平成 21 年度決算に引き続き資金不足が生じ、比率も 6.0 ポイント上昇していますが、経営健全化基準は下回っています。

公営企業の特別会計名	平成 22 年度決算	平成 21 年度決算	経営健全化基準
市場事業費特別会計	14.1%	8.1%	20.0%
下水道事業費特別会計	－ ※	－ ※	
土地区画整理費特別会計	－ ※	－ ※	

※資金不足が発生しない会計は、比率を「－」で表示しています。

◆問い合わせ先 財政課財政係 ☎47 - 1012

用語解説

【実質赤字比率】

教育、福祉、まちづくりなど市の中心的な行政サービスを行う一般会計等（境港市では、「一般会計」と「高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計」を合わせたもの）の赤字の程度を指標化し、地方公共団体の中心的な会計の財政運営の深刻度を示すものです。

【連結実質赤字比率】

すべての会計の黒字額や赤字額を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すものです。

【実質公債費比率】

地方公共団体の借入金の返済金とこれに準じた経費の合計額を指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

【将来負担比率】

地方公共団体の現時点での実質的な負債（借入金の残高などから貯金にあたる基金の残高などを差し引いたもの）の程度を指標化し、将来財政運営を圧迫する可能性を示すものです。

【資金不足比率】

公営企業の事業規模である「料金収入の規模」と「資金不足の額（赤字額）」を比較し、経営状況の深刻度を示すものです。

【公営企業】

下水道事業など独立採算を原則とした会計処理（その事業を行うことによって得られる収入で、その事業の経費をまかなう）を行うものをいいます。

【早期健全化基準】

健全化判断比率の 4 つの指標のうち、いずれかがこの基準を超えると、「財政健全化計画」を策定（要議会議決）し、自主的な改善努力による財政の健全化を図らなければならない「早期健全化団体」となります。

【財政再生基準】

将来負担比率を除く健全化判断比率の各指標のいずれかがこの基準を超えると、「財政再生計画」を策定（要議会議決）し、国等の関与のもと確実な再生に取り組むこととなります。市債の発行が制限され、また公共料金の増額や住民サービスの見直しなどをせざるを得なくなる「財政再生団体」となります。

【経営健全化基準】

公営企業の資金不足比率が、この基準を超えると、「経営健全化計画」を策定（要議会議決）し、自主的な改善努力による経営の健全化を図らなければならない「経営健全化団体」となります。